

広島県上下水道部告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和六年三月十八日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

一 施行者の名称

広島県（上下水道部）

二 都市計画事業の種類及び名称

備後都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道事業沼田川流域

下水道

三 事業施行期間

平成三年四月三日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし